

調布「憲法ひろば」

E-Mail: choufu9jou@yahoo.co.jp
WEB サイト <http://choufu9jou.sakura.ne.jp>

第 214 号

2 月 22 日
2 0 2 3 年

発行: 調布九条の会「憲法ひろば」

〒182-0022 調布市国領町 2-5-15 あくろす2 階
市民活動支援センター内メールボックス 6 番

郵便振替 00170-6-445473 加入者名 大野哲夫

第 187 回
憲法ひろば



ウクライナ戦争時代に考える 「靖国神社」と「市ヶ谷記念館」 お話: 長谷川順一さん & 春日恒夫さん

防衛省「市ヶ谷記念館」を考える会・共同代表

は、本来の役割を果たしていない。そこで、「防衛省市ヶ谷記念館」を考えた。二人にお話をうかがい、ウクライナで戦争が行われているこの時代に、市ヶ谷記念館と靖国神社という二つの施設がもっている意味について考えた。

昨年10月13日に「防衛省市ヶ谷地区施設内に戦争の史跡を訪ねる」ツアーを行った。ここで見学した「市ヶ谷記念館」は、東京裁判の史跡としてきわめて貴重なものだが、実際の展示は陸軍士官学校関連などに偏

「憲法ひろば」は2月18日(土)あくろすホールで187回例会を開催。長谷川順一さん(左写真)と春日恒夫さん(右写真)を招き、ウクライナ戦争時代の「靖国神社」と「市ヶ谷記念館」を考えました。参加者32人(内2人がZOOM視聴)。進行は石川康子世話人(左上写真)、記録は佐藤定夫さん。(編集部)

春日恒夫さんのお話

東京裁判は人類の史跡。「市ヶ谷記念館」を「東京裁判記念館」に。

昨年3月に、国際刑事裁判所(International Criminal Court)以下ICC)の検察官がロシアの指導者らを戦争犯罪の容疑で捜査しはじめた。ICCは2002年に139カ国の署名と80カ国の批准を得て発効(日本は07年に締結)した。実際に裁くには、犯罪行為が地国に締結国であること、被疑者国籍国と締結国の条件がある。米国、中国、ロシアなどの大北朝鮮など、いちばん問題のある国が締結国ではない。だからICCはブーチンを裁けるか」といえば、現状ではほぼ不可能だ(将来、ロシアで政権交代が起これば逮捕、引き渡しはありうる)。ではICCは無力で意味がないかといえ、そうではない。「戦争犯罪」は国際刑事法に基づいて訴追・処罰されるといふメッセージが国際社会に浸透していくことが戦争への抑止力になる。

長谷川順一さんのお話

靖国神社にはいままも「国家神道」が温存。

靖国神社の敷地内にある遊就館は、日本でもひとつの軍事博物館。ただし、いまも国家神道・皇国史観で運営されている。わたしは、長きにわたって「靖国神社ガイド」をやってきた。批判的な視点をしつかりもって見学すれば、靖国神社は日本が明治維新以来77年間におわたって繰り広げてきた戦争の歴史を残す貴重な空間だ。敗戦後、GHQが発した「神道指令」により政教分離が行われ、明治維新以来の「国家神道」は解体されたことになって、国家が、神社は、国家と分離し非軍国主義であらば存続し得る。そのことに重要な意味がある。日本は実はICC運営のための費用を出している。多くの側面から、ドイツの問題提起をしていくべきだ。そのために、「東京裁判の裁き」とい



靖国神社の敷地内には、靖国神社に生きている。8月15日の靖国神社には、靖国神社に生きている。8月15日の靖国神社には、靖国神社に生きている。

活発な質疑応答は「パール判事ではない」「平成上皇は要注意」など、参加者がこれからの刺激的なやりとりが交わされました。(佐藤定夫・記)

